

鹿児島大学大学院保健学研究科保健学専攻博士後期課程（課程博士）

学位論文審査基準

（審査体制）

1. 審査委員会は、博士後期課程の研究指導を担当する教授又は准教授のうちから主査1名、副査4名で構成する。
2. 主査は、後期課程の研究指導を担当する教授とし、主任指導教員は、審査委員候補者に加わることはできない。
3. 必要と認めたときは、他の大学院又は研究所等の教員を副査として審査委員候補者に加えることができる。

（評価項目）

1. 博士論文審査における評価の観点
 - 1) 研究テーマが博士論文に相応しいものである。
 - 2) 当該分野に新しい知見をもたらし、学術的価値を有する論文である。
 - 3) 研究方法や結果の導き方が論理的で信頼性・妥当性がある。
 - 4) 論文の記述内容は首尾一貫し、論理的である。
 - 5) 倫理審査が必要な研究においては、倫理的配慮が十分になされている。
2. 最終試験における評価の観点
 - 1) 学位申請者が博士の学位を授与するに足る学力を有している。

以上を、ディプロマポリシーを勘案して審査する。

（評価基準）

1. 課程博士の学位申請論文は、次の各号のいずれかの様式とする。
 - (1) 課程博士申請者を筆頭著者とする原著論文であって、査読制度のある優れた学術専門雑誌に掲載された論文又は当該雑誌の発表受理若しくは掲載許可を得た論文
 - (2) 前号を関連論文とし、それを基に作成したテーシス形式の論文
2. 審査委員会からの学位論文審査及び最終試験の結果の報告に基づき、研究科教授会が学位論文及び最終試験の可否を決定する。
3. 上記の決定は、委員の3分の2以上が出席し、出席委員の3分の2以上の賛成がなければならない。

（関係規則）

1. 鹿児島大学学位規則
2. 鹿児島大学大学院保健学研究科規則
3. 鹿児島大学大学院保健学研究科博士後期課程学位審査等規則
4. 鹿児島大学保健学研究科における学位論文及び特定の課題についての研究の成果の審査並びに最終試験に関する評価の観点に係る申合せ